

## 栗橋翔裕園デイサービスセンター 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割又は3割の額(介護保険負担割合証に記載の額)です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 通所介護の利用料

#### ア. 基本利用料

【通所介護費(通常規模型)】 地域単価(6級地)1単位=10.27円

ご利用時間 (1回あたり)	ご利用者の 要介護度	通所介護費(1日あたり)			
		基本利用料 ※(注1)参照	ご利用者負担金の目安 (=基本利用料の1割、2割または3割)		
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,966円(581単位)	597円	1,194円	1,790円
	要介護2	7,045円(686単位)	705円	1,409円	2,114円
	要介護3	8,133円(792単位)	814円	1,627円	2,440円
	要介護4	9,212円(897単位)	922円	1,843円	2,764円
	要介護5	10,300円(1,003単位)	1,030円	2,060円	3,090円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,726円(655単位)	673円	1,346円	2,018円
	要介護2	7,938円(773単位)	794円	1,588円	2,382円
	要介護3	9,201円(896単位)	921円	1,841円	2,761円
	要介護4	10,454円(1,018単位)	1,046円	2,091円	3,137円
	要介護5	11,728円(1,142単位)	1,173円	2,346円	3,519円
8時間以上 9時間未満	要介護1	6,839円(666単位)	684円	1,368円	2,052円
	要介護2	8,082円(787単位)	809円	1,617円	2,425円
	要介護3	9,355円(911単位)	936円	1,871円	2,807円
	要介護4	10,639円(1,036単位)	1,064円	2,128円	3,192円
	要介護5	11,933円(1,162単位)	1,194円	2,387円	3,580円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定めた単位数に地域単価を乗じた金額です。これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。また、1割及び2割、3割負担の基準については、市町村が発行する「介護保険負担割合証」にてご確認ください。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

## イ. 加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	単位数	利用者負担金 (1割/2割/3割)
延長加算 ※1日につき	9時間以上10時間未満利用した場合	50単位 (513円)	52円/103円/154円
入浴介助加算 (I) ※1日につき	利用者の入浴介助を行った場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
サービス提供 体制強化 加算(I) ※1日につき	当該加算の体制・人材要件を満たす 場合	22単位 (225円)	23円/45円/68円
個別機能訓練 加算(I) ※1日につき	当該加算の体制・人材要件を満たし、 身体機能への働きかけを中心とした個 別機能訓練計画をもとにご利用者の 心身の状況に応じた機能訓練を計画的 に実施している場合	イ 56単位 (575円) ロ 85単位 (872円)	58円/115円/173円 88円/175円/262円
個別機能訓練 加算(II) ※1月につき	個別機能訓練計画等の内容を厚生労 働省に提出し、必要な情報を活用して いる場合	20単位 (205円)	21円/41円/62円
科学的介護推進 体制加算 ※1月につき	利用者の心身の状況等に係る基本的な情 報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用 している場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
送迎減算 ※1回につき	居宅と通所介護事業所との間の送迎 を行わない場合	片道-47単位 (482円)	49円/97円/145円
介護職員処遇 改善加算 I (注3)	都道府県に届け出た指定事業所が算定	1ヶ月の総単位数の5.9% (負担額は1割、2割または3割)	
介護職員等 特定処遇改善 加算 I (注3)	都道府県に届け出た指定事業所が算定	1ヶ月の総単位数の1.2% (負担額は1割、2割または3割)	
令和3年9月30 日までの上乗せ 分	令和3年9月30日までの間、新型コロナ ウイルス感染症に対応するための特 例的な加算として、通所介護費の所定 単位数の1/1000相当を上乗せします 。	通所介護費の所定単位数の1/1000 相当を上乗せします。	

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際は1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じる場合があります。

(2)総合事業通所型サービスの利用料

ア. 基本利用料

【久喜市 総合事業通所型サービス費】 地域単価(6級地)1単位=10.27円

利用者の 要介護度		総合事業通所型サービス費(1月あたり)	
		基本利用料(単位数) ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割、2割または3割) ※(注2)参照
要支援1	1月につき	17,171円(1672単位)	1,718円/3,435円/5,152円
要支援2	1月につき	35,205円(3428単位)	3,521円/7,041円/10,562円

(注1)上記の基本利用料は久喜市のものであるが、基本利用料は保険者(又は厚生労働大臣)が定める金額であり、これが改定された場合は、自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

イ. 加算 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	単位数	利用者負担金 (1割、2割または3割)
サービス提供 体制強化加算 (I)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援1 88単位 (903円)	91円/181円/632円
		要支援2 176単位 (1,807円)	181円/362円/543円
運動器機能 向上加算	専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、運動器機能向上計画をもと利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合	225単位 (2,310円)	231円/462円/693円
科学的介護推進 体制加算	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合	40単位 (410円)	41円/82円/123円
介護職員処遇 改善加算(I)(注3)	久喜市に届け出た事業所が当該基準に掲げる区分に従い算定	1ヶ月の総単位数の5.9% (負担額は1割、2割または3割)	

介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)(注3)	久喜市に届け出た事業所が当該 基準に掲げる区分に従い算定	1ヶ月の総単位数の1.2% (負担額は1割、2割または3割)
------------------------------	---------------------------------	-----------------------------------

(注3)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

※上記金額の自己負担額については、実際は1ヶ月の総利用単位数に地域単価数(10.27)を乗じ、その1割相当額を切り捨てて算出するため、1日あたりの負担額に日数を乗じた額と実際の負担額には誤差が生じる場合があります。

### (3)その他の費用

品目	内容の説明	費用
送迎サービス費	通常の実施区域を越える送迎をする場合	100円/km
食費	食事の提供に要する調理及び加工とその食材費 ※夕食は延長時に希望に応じて提供	昼食：690円/食 夕食：600円/食
行事参加費	行事に参加された場合、費用に応じた実費	実費
おむつ代	当センターのおむつをご利用になる場合	紙おむつ 110円 紙パンツ 130円 尿取りパット 42円 清拭 15円
理美容代	ご希望にて利用になる場合	1500円/回
その他	利用者にご負担いただくことが適当であると認められるもの	実費